

# あゆみ速報

原研労組中執ニュース

原子力平和利用三原則  
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4  
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

## 拡大窓口交渉： 個人の信頼性確認制度

7月31日(水)に原子力機構と拡大窓口交渉を行い、「個人の信頼性確認制度の導入範囲の拡大について」について説明を受け、議論を行いました。内容等について皆様にご報告いたします。以下、原研労組：[労組]、原子力機構：[機構]で表します。

\*\*\*\*\*

**[機構]：** 「個人の信頼性確認制度の導入範囲の拡大」について労組に説明を行う。試験研究炉、使用施設等の原子力規制委員会規則の改正が実施（平成31年3月1日）され、職員等による妨害破壊行為等を防止するための「個人の信頼性確認制度」の適用施設が拡大されることとなった。以下、制度の概要を説明する。

### ➤ 概要

「個人の信頼性確認制度」は、核物質防護上の重要な区域に単独で立ち入る者（常時立入者）や秘密情報を取り扱う者に対して、妨害破壊行為等を行うおそれがあるかを、自己申告、書類審査、検査及び面接により、確認する制度である。対象施設では、一般的に、信頼性を認められたと判断された者のみが、単独（常時立入）での重要区域等への入域が認められる。

### ➤ 適用範囲の拡大

JAEAにおいても既に平成29年11月1日より制度が導入されており、現在、対象となっているのは「もんじゅ（約1200名）、ふげん（約200名）、再処理施設（約950名）」のみであった。規則改正に伴い、核サ研（使用施設、約970名）、原科研（試験炉及び使用施設、約700名）及び大洗研究所（試験炉及び使用施設、約800名）が新たに対象となる。

主に職員等（開発協力員・派遣を含む）、請負業者（常駐及びスポット）が「個人の信頼性確認制度」にのっとり審査が行われ、これに合格したものだけが、対象施設への1人での立入を認められる。）比較的、長期間滞在する外部の研究者や大学等の学生も、業務上必要として所属長が常時立入を求める場合は、審査対象となる。なお、保安検査官や査察官等は審査対象に含まれない。

### ➤ 目的・審査

本制度の目的は「テロの現実性」、「IAEAの勧告」、「国際的な遅れ」へ対応するためである。審査の内容としては、「事前同意書」、「自己申告書類」、「誓約書」などを提出してもらい、「書類検査」、「適正検査」、「対象者との面接」などを行うものである。

所属長が必要と認めた者〔審査対象者（業務上自己申告書の作成を求められている者）〕が、事前同意をしなかった場合、自己申告書を期日までに提出しなかった場合

原研労組に加入し、労働条件の改善と働きがいある職場をともにめざしましょう。（内線 Tel. 81-5413, 81-5414）

URL <http://orange.zero.jp/genkenrouso.wing/> E-mail [genkenrouso@muse.ocn.ne.jp](mailto:genkenrouso@muse.ocn.ne.jp)

は、妨害破壊行為を行うおそれがある否か分からない者（おそれがあるとみなす）ということで、”不同意者”として、電力や機構内の審査部署に共有することになる。今までに数人が同意をしてもらえなかった。

審査については、選任チームにより2人ルールを適用して、情報管理と公正さを担保したい。審査体制の中に「検討部会」があり、「審査の判断に迷うような場合」、「審査で否認（不合格）となり苦情申し立てをする場合」に判断を仰ぐことになるが、今までに検討部会にかけた事例はない。

### ➤ 予定

対象施設では、令和元年度中に制度の導入と運用開始を行う。核物質防護規定の変更認可申請が必要となり、8月末に申請をすれば、標準審査期間は3ヶ月となり12月頃の認可を見込んでいる。

### 以下、議事内容

[労組]： 対象となるのは、具体的にはどの施設となるのか？

[機構]： 対象は試験炉と使用施設である。核サ研、原科研、大洗研などはほとんど全ての施設が対象となる。個別の施設名は手持ち資料がないため、後でお教えする。

[労組]： 例えば、大洗研などはほとんど全員が対象となるのではないか？制度導入後に一度に審査を行うと、対象人数が多くて期限までに終わらないのではないか？

[機構]： 審査や準備については早めに進めておいて、審査結果の判断自体は核物質防護規定が認可された後に出すような形を考えている。

既に対象となっている施設（もんじゅ、ふげん、再処理）では、これまで立ち入りを許可されていた人がおり、信頼性確認を行うまでに1年の猶予がある。それとは別に、規則改定によって対象範囲が拡大され、これまでは対象でなかったが新たに信頼性確認を行う必要が出てきた人がいる。施設によって状況は異なるので、優先順位を付けて審査を行っていききたい。

[労組]： 本件の発端となった「原子力規制委員会の規則変更」について、内容を教えていただきたい。

[機構]： 変更は3点あり「個人の信頼性確認の導入範囲の拡大」、「防護区域内にカメラをつける」、「CAS（監視所）を施設内にもう一つ作る」といった内容である。

[労組]： この制度の導入については職員にはいつの時点で知らせるのか？

[機構]： 規定が認可される少し前（1ヶ月ほど前）を予定している。審査のための準備等もあるためである。

[労組]： 多くの個人情報を取り扱うことになるので、管理には気をつけて欲しい。

[機構]： 個人情報の管理には気をつけたい。

[労組]： 信頼性確認制度については、全ての申請基準や結果がオープンになるわけではないとのことである。恣意的に運用すれば、特定の人を差別するために運用することも可能と考えている。そのため、労働組合としては、この制度については良いと考えては来なかった経緯がある。

原子力規制委員会の規則変更によるものであり、昨今の情勢を踏まえれば範囲が拡大されるのは仕方ないことも理解はできる。しかし、決して差別や個人攻撃に用いられるようなことはないように気をつけていただきたい。

**【機構】**： あくまで安全のためであり、そういったことはないようにしたい。審査として基準をオープンにはできないことになっている。しかし、恣意的な判断が入らないよう統一的にやっていきたい。例えば、適正検査では面接の様子を録画し、精神判定ソフトを使って検査結果をコンピュータ出力する予定である。

**【労組】**： 審査結果の有効期間は5年とのことであるが、期限が切れたら再度、イチから審査を受けなければならないのか？

**【機構】**： 有効期間は5年となっており再審査が必要となる。今回、新たに対象となった人が5年後に一度に再審査することになると大変なので、期限が切れる前に時期や年度を分散させて審査を受けていただきたい。

**【労組】**： 自己申告書の項目で、「精神疾患の有無」というものがある。例えばメンタルヘルスなどを患うと審査結果の合格取り消しとなり、業務に携われなくなるのか？

**【機構】**： 精神疾患は重度の場合のみが対象となる。

**【労組】**： 自己申告書の項目で、「犯罪及び懲戒の経歴」とあるが、どの程度が問題となるのか？例えば、飲酒運転などで懲戒となった場合にはどうなるのか？

**【機構】**： 仮に重大な事故などを起こせば、判断の参考とする可能性はある。

**【労組】**： 自己申告書の項目で、「後見人の登記及び破産手続開始の決定の有無」という項目があるが、こういった過去があると業務に影響が出るということか？

**【機構】**： 今現在の役所の登記に「破産手続中」といったことが掲載されていなければ良い。既に清算が終わっていれば問題としない。

**【労組】**： 審査項目は自己申告のものが多く、全て役所に行って書類を取ってくれば分かるというものではない。機構で自己申告内容の裏取りなどの調査を行うような事はあるのか？

**【機構】**： 自己申告と面接で判断することになる。

**【労組】**： 「アルコール及び薬物については、抜打ち検査も実施する」とのことだが、懇親会の次の日などは引っかかる可能性がないとは言えないのでは？

**【機構】**： そういう事情があれば、一回では判断しないようにしたい。

**【労組】**： 職員への周知はいつ頃行うのか？

**【機構】**： 10~11月頃で認可が出る前を考えている。職員への説明会も開催したい。

**【労組】**： これまで対象者で審査に落とされた人、拒否した人などはいるのか？

**【機構】**： ほとんどいない。

**【労組】**： 常駐の請負業者さんやスポット契約の業者さんも対象となるのか？

**【機構】**： 対象区域に一人で入るような場合であれば対象となる。複数人で入る場合や、職員が立ち会う一時的な作業などは対象としないで良い。

個人の信頼性確認対象施設（使用施設・試験研究炉施設）

No.	拠点名	施設名
1		省略
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		

以上